令和5年仙審第4号

裁 決遊漁船A遊漁船B衝突事件

受 審 人 a職 名 A船長操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。 受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所 令和4年7月24日11時37分 福島県中之作港東方沖合
- 2 船舶の要目

船種船名遊漁船A総トン数17.37トン登録長11.99メートル機関の種類ディーゼル機関出力117キロワット

遊漁船B 4.84トン 11.60メートル ディーゼル機関 180キロワット

3 事実の経過

(1) Aの構造及び設備

Aは、昭和53年10月に進水し、遊漁船業に従事するときの最大とう載人員が旅客11人船員1人のFRP製小型兼用船で、船体中央部に操舵室、同室前方及び後方に客室をそれぞれ配し、操舵室左舷前部に舵輪及び機関遠隔操縦装置、舵輪前方の棚上に左舷側から順に磁気コンパス、レーダー、GPSプロッター2台及び魚群探知機、舵輪後方に椅子をそれぞれ備え、前部客室に扉付きの物入れを設けていた。

(2) Bの構造及び設備

Bは、昭和57年5月に進水し、遊漁船業に従事するときの最大とう載人員旅客12人船員2人のFRP製小型兼用船で、船体中央部に操舵室を配し、同室左舷前部に舵輪、舵輪前方の左舷側に機関遠隔操縦装置、右舷側にGPSプロッター及び魚群探知機、右舷前部天井にレーダーをそれぞれ備えていた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和4年7月24日04時20分中之作港を発し、同港東方沖合の釣り場に向かった。

a 受審人は、05時30分前示釣り場に到着して遊漁を始め、

釣果を求めて移動を繰り返した後、10時50分塩屋埼灯台から 105度(真方位、以下同じ。)10.2海里の地点を発進して帰 途に就き、直ちに針路を271度に定めて自動操舵とし、10.0 ノットの速力(対地速力、以下同じ。)で進行した。

a 受審人は、レーダーを 3 海里レンジでノースアップ表示として 作動させ、椅子に腰を掛けて続航していたところ、前部客室の物入 れの扉の鍵が破損していたことから、船体の振動で扉が開閉するよ うになり、その開閉音が気になるようになった。

a 受審人は、11時33分僅か過ぎ塩屋埼灯台から133.5度3.7海里の地点に達したとき、正船首850メートルのところに漂泊中のBを初めて視認し、その後同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であることを認めたが、減速して航行すれば、扉の修理を終えてからでも無難に避航することができるものと思い、修理を行わずに大幅に針路を転じるなど、Bを避けることなく、速力を7.0ノットに減じて進行し、扉の修理を行うために前部客室に赴いた。

こうして、a 受審人は、扉の修理を行いながら続航し、11時37分塩屋埼灯台から139度3.38海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、その船首がBの左舷船尾部に前方から89度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南東風が吹き、潮侯は上げ潮の中央 期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、b受審人が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日04時25分福島県小名浜港を発し、同港東方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、09時30分前示釣り場に到着して遊漁を行ったものの、釣果が得られなかったことから、10時10分同釣り場を発進し、移動しながら遊漁を繰り返し、11時10分衝突地点付近の釣り場に至り、船首を南方に向け、機関を中立運転として遊漁のため漂泊を開始した。

b受審人は、操舵室の椅子に腰を掛けて遊漁を続けていたところ、 11時32分半僅か過ぎ衝突地点付近で、船首が南方を向いていた とき、左舷正横方1,000メートルのところに自船に接近するA を初めて視認した。

b受審人は、11時33分僅か過ぎ衝突地点で、船首が180度を向いていたとき、Aが左舷船首89度850メートルのところとなり、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、接近するAが漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、接近状況を確認するなど、Aに対する動静監視を十分に行わなかったので、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、警告信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとることなく漂泊を続け、11時36分半左舷至近に迫ったAに危険を感じ、汽笛を吹鳴するとともに機関を前進に掛けたものの、効なく、Bは、船首が180度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部外板に擦過傷を生じ、Bは、船尾部に圧壊等を生じたものの、のち修理され、b受審人及びBの釣り客2人が頸椎捻挫等をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、中之作港東方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝

突したもので、港則法及び海上交通安全法の適用がない海域で発生していることから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係について の航法規定がないから、同法第38条及び第39条の船員の常務によっ て律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、中之作港東方沖合において、航行中のAが、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、中之作港東方沖合において、同港に向けて帰航中、前路に漂泊中のBと衝突のおそれがある態勢で接近する状況を認めた場合、扉の修理を行わずに大幅に針路を転じるなど、同船を避けるべき注意義務があった。ところが、同人は、減速して航行すれば、扉の修理を終えてからでも無難に避航することができるものと思い、Bを避けなかった職務上の過失により、同船に向首したまま進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b受審人及びBの釣り客2人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、 同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か 月停止する。

b受審人は、中之作港東方沖合において、遊漁のために漂泊中、左舷 正横方に自船に接近するAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断で きるよう、同船の接近状況を確認するなど、Aに対する動静監視を十分 に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、接近するAが漂泊中 の自船を避けてくれるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、Bの釣り客2人を負傷させ、自身も負傷するに至った。以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年12月7日 仙台地方海難審判所

審判官 植 松 正